

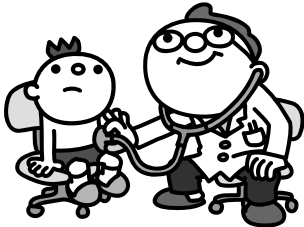
## 子ども医療費助成 受給資格の喪失

未就学児童のお子さんに対して、子育てにかかる経済的支援と未来を担う子どもたちの健全育成を支援するため、通院費または入院費の自己負担金が医療機関の窓口で無料になる子ども医療費受給者証を交付しています。

4月から小学校へ入学するお子さん（平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれのお子さん）は、4月1日以降医療機関などに受診したときは、自己負担金を支払っていただくこととなります（他の福祉医療を受給している方は除きます。）

なお、引き続き表の助成制度の受給者に該当しますので、該当した場合は支給申請してください。

市役所市民窓口グループ  
☎52-11111（内線227・217）



### 子ども医療費助成受給者の喪失について

制度名	資格・要件	申請に必要な書類
子ども医療費助成制度	小学校一年生から中学校卒業（15歳に達する日以後の最初の3月31日）までの子どもの入院費の保険診療における自己負担金の全額を助成します。 ※保険者から高額療養費または附加給付などが支払われる場合は、その額を差引いた金額を助成します。 ※入院中の食事および保険診療以外の費用は、受給者の負担となります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの健康保険証</li> <li>認印</li> <li>振込先口座番号</li> <li>領収書</li> <li>※高額療養費・附加給付等支給決定通知書</li> </ul>
子育て支援医療費助成制度	小学校一年生から中学校卒業までの子どもの通院費の保険診療における自己負担金の2/3の額を助成します。 ※支給申請書および支給明細書については、市役所1階市民窓口グループで配布しています。高浜市公式ホームページからもダウンロードできます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの健康保険証</li> <li>認印</li> <li>振込先口座番号</li> <li>領収書</li> <li>支給申請書および支給明細書</li> </ul>

## 障がいのある方へ タクシー料金を 助成します

障がいのある方が病院への通院などでタクシーを利用する場合、その料金の一部を助成します。

### 対象

- 身体障害者手帳をお持ちの方
- 1・2・3級の方
- 療育手帳をお持ちの方でA・B判定の方
- 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で1・2級の方
- ※自動車税の減免または軽自動車税の減免を受けている方は除きます。

### 助成額など

- 基本料金とお迎え料金
- 原則として月2回（週あたりの通院回数に応じて変わります。）

### 申込方法

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳と印鑑を持参のうえ、いきいき広場で申請してください。

※平成21年度分の申請は3月23日（月）から始めます。

### 申込・問合せ先

いきいき広場内地域福祉グループ  
☎52-9871

## 借上公共賃貸住宅 入居者募集

借上公共賃貸住宅の入居者を募集します。

### 申込資格

- 現在、同居または同居しようとする親族（内縁関係にある者、婚約者を含む）があること
- 収入基準（所得月額）が20万円を超え、44万5,000円以下の世帯
- 現在、住宅に困窮していることが明らかな世帯

・市県民税を滞納していない世帯

### その他

- ・小型の物置が各戸にあります。
- ・家賃は入居する住宅によって変わります。（おおよそ6万8,400円～7万5,400円の間）
- ・家賃以外に共益費・駐車場料金が必要でず。
- ・収入基準計算方法・募集住宅・間取りなど、詳しくはお問い合わせください。

### 問合せ先

市役所市民生活グループ  
☎52-11111（内線264）